# 平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成二十五年政令第六十一号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

* イ  
  鹿児島県大島郡大和村並びに沖縄県国頭郡国頭村及び大宜味村
* ロ  
  鹿児島県大島郡宇検村
* ハ  
  高知県吾川郡仁淀川町、鹿児島県奄美市並びに大島郡瀬戸内町及び徳之島町並びに沖縄県島尻郡伊平屋村
* イ  
  鹿児島県大島郡大和村及び和泊町
* ロ  
  鹿児島県大島郡宇検村及び瀬戸内町
* ハ  
  山梨県南巨摩郡身延町、奈良県山辺郡山添村及び吉野郡野迫川村、和歌山県西牟婁郡白浜町並びに鹿児島県奄美市
* 一  
  この表に掲げる区域は、平成二十四年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。
* 二  
  平成二十四年九月十四日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十四年台風第十六号によるものをいう。
* 三  
  平成二十四年八月二十四日から同月二十九日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十四年台風第十五号によるものをいう。
* 四  
  平成二十四年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十四年台風第十七号によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。